

平成26年度定期防衛監察及び点検防衛監察の結果について（概要）

1 趣旨

本件は、防衛大臣の命を受け、平成26年度に実施した定期防衛監察の結果及び点検防衛監察の結果について、改善策を付し、防衛大臣に報告したものである。

※ 定期防衛監察：毎年度、計画に基づき実施する防衛監察

点検防衛監察：防衛大臣指示に基づく改善結果の状況について、計画に基づき実施する防衛監察

2 監察の対象項目及び対象機関等

(1) 定期防衛監察

ア 入札談合防止：11機関・部隊(アンケート(2,215名)、実地監察)

イ 法令遵守の意識・態勢：65機関・部隊(予備調査(3機関・部隊除く)、実地監察)

(2) 点検防衛監察：16機関・部隊(実地監察)

・21年度防衛大臣指示(入札結果の検証態勢の強化等)に係る改善状況

・23年度防衛大臣指示(年度末における適正な予算執行)に係る改善状況

3 監察結果の概要

(1) 定期防衛監察

ア 入札談合防止

装備品等及び役務の調達並びに建設工事及びこれに伴う設計業務等の技術業務を対象として監察を行ったところ、競争性の拡大に向けた各種施策について、一般的に積極的な取組が行われている一方で、業界関係者等との対応等については、改善すべき状況も認められた。

イ 法令遵守の意識・態勢

不祥事や事故の要因となり得る組織管理上の問題点の有無の解明に資するため、職務上の事故の防止態勢その他の法令遵守の意識・態勢について監察を行ったところ、コンプライアンスに関する各種施策について、一般的に積極的な取組が行われている一方で、管理者や各級指揮官の意識、法令遵守に関する教育、点検・検査等については、改善すべき状況も認められた。

(2) 点検防衛監察

入札結果の検証態勢の強化等及び年度末における適正な予算執行について監察を行ったところ、全ての対象機関等で事後的検証は行われていたが、検証内容としては十分行われているとは言い難い状況が認められた。

全ての対象機関等で、年度末における調達の公正性をゆがめかねないような無理な予算執行が疑われる案件は認められなかった。

4 監察の結果に係る改善策等

(1) 定期防衛監察

ア 入札談合防止

(ア) 対象機関等において、以下の点で改善が見られた。

① 年度末における調達の公正性をゆがめかねないような無理な予算執行については、確認した対象機関等のいずれにおいても、当該状況が疑われる案件は認められず、かかる予算執行が許されないとの意識が浸透している状況が認められた。

② 一者応札等の原因分析及び新規業者の開拓がほとんどの対象機関等において取り込まれるなど、競争性拡大のための意識及び施策がより浸透している状況が認められた。特に、建設工事については、平成23年度以降、一者応札等となった件数の割合が急増したことを受け、その原因を分析し、改善策等を案出するなど具体的に取り組んでいた。

(イ) 以下の改善策を実施することが必要である。

- ① 業界関係者等との対応要領について、職員への周知徹底を図ること。
- ② 汎用品の調達に関し、少額随意契約が可能な金額の上限の引下げや、計画的な調達要求により少額随意契約を取りまとめて一般競争入札に付するといった取組により、更に競争性のある契約方式を拡大すること。
- ③ 入札結果の事後的検証の重要性等を職員に教育するとともに、分析の対象や項目を拡大するなど事後的検証の充実を図ること。
- ④ 入札談合防止関連の法令、規則及び各種施策について、職員の理解度の向上を図ること。

(ウ) その他

防衛監察本部が監察の過程において検証し、不自然さが認められた入札について、機関等に検証を依頼した結果、機関等から公正取引委員会に対し、平成26年度以降、新たに2件の通報がなされている。

イ 法令遵守の意識・態勢

(ア) 対象機関等において、以下の取組等が見られた。

- ① 関係法令や注意すべき事項等を取りまとめた小冊子を独自に作成したり、上級指揮官等が、自ら法令遵守に関する教育や、各事務室等の巡回による職員の勤務状況等の把握を行うなど、コンプライアンスに関する各種施策を推進し、法令遵守の意識を高める取組が見られた。
- ② たちかぜ事案に係る事務次官通達を受け、事案の再発を防ぐため、ほとんどの対象機関等において、教育や指導、心情把握のための面談が実施されていた。ただし、同事案の概要や問題点について十分理解していない職員も見られた。

(イ) 以下の改善策を実施することが必要である。

- ① 管理者や各級指揮官の中には、業務を部下任せにしたり、自らの役割について無自覚である者も見られたことから、管理者や各級指揮官は、下位の者に自ら率先して範を示すとともに、適時適切なコンプライアンスに関する教育や指導を自ら積極的に行っていくこと。
- ② 法令遵守に関する各種教育を定期的・計画的かつ受講者の職責に応じた内容で実施するとともに、教育後に行う簡易な試験等により職員の理解度を把握し、以後の教育や指導に反映すること。その際、過去の問題事案に関しても継続して教育を行い、それによって得た教訓を風化させないこと。
- ③ 秘密保全、情報保証、個人情報保護及び文書管理等に係る訓令等で定められた点検・検査等の未実施や形骸化等により不具合事項が放置されることのないよう、点検・検査等の重要性について周知徹底し、改善を強力に推進すること。
- ④ パワー・ハラスメント又はそれが疑われる行為が存在する旨訴える職員が依然として見られたことから、パワー・ハラスメント防止のため、「防衛省におけるいじめ等の防止に関する検討委員会」で策定の統一的な指針のもとで、適切な対応に努めること。

(ウ) 以下の対策を講ずることが望ましい。

- ① 会社から入手した資料の不適切な管理は、文書管理のみならず、入札談合防止の観点からも問題となることから、防衛省として、より具体的な管理要領を検討し、関係職員にその内容を周知徹底すること。
- ② 職員の安全の確保及び情報保全の観点から、内部部局は、海外渡航承認申請が適切に行われているかの確認について、例えば、少なくとも年1回は全職員を対象に確認を実施するように定めるなど、その実施要領を明確に規定すること。

(2) 点検防衛監察

ア 入札結果の検証態勢の強化等に係る改善状況

事後的検証が十分行われているとは言い難い状況が見られたことから、機関等は、前記4(1)ア(イ)③で提示した改善策を実施することが必要である。

イ 年度末における適正な予算執行に係る改善状況

全ての対象機関等において、前記4(1)ア(ア)①と同様に改善が見られた。